

青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における
津波・潮位観測の再開について

気象庁では、東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の津波・潮位観測点について、7月下旬より臨時の観測点を設け観測を再開します。

津波により甚大な被害を受けた青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県にある津波・潮位観測点では、本格的な復旧に時間を要することから、別紙1のとおり、従来の観測点の近傍に計7か所の臨時の観測点を設けて、7月下旬から津波・潮位観測を再開します。これにより、被災前と同様に津波や潮位を監視できる状態に回復します。

臨時観測点は従来の観測点の近くに設置していることから、津波情報発表の際は、従来の観測点名称を用います。臨時観測点の潮位観測データは、気象庁ホームページの「潮位観測情報」において即時的に公開します。

なお、臨時観測点と従来の観測点は設置場所が異なるため、統計処理上の取り扱いに違いがあります。詳細は、別紙1をご覧ください。

本件に関する問い合わせ先：

地球環境・海洋部海洋気象情報室 03-3212-8341(内線 5154)

1. 臨時観測点の名称、所在地、設置機器及び観測開始日

名称	所在地	巨大津波 観測計設置	潮位観測計 設置	観測開始日(予定)
八戸港(臨時)	青森県八戸市	○	※2	7月26日(火)
宮古(臨時)	岩手県宮古市	○	○	7月29日(金)
大船渡(臨時)※1	岩手県大船渡 市	○	○	7月26日(火)
鮎川(臨時)	宮城県石巻市	○	○	7月29日(金)
相馬(臨時)	福島県相馬市	○	※2	7月28日(木)
小名浜(臨時)※1	福島県いわき 市	○	○	7月26日(火)
大洗(臨時)	茨城県大洗町	※3	○	7月29日(金)

臨時観測点の位置は別紙2-1～2-7を、設置する機器の概要は別紙3-1～3-2を参照ください。

また、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/jp/choi/list1.html>)に観測点の緯度・経度等を掲載します。

※1 大船渡と小名浜ではこれまで被災した検潮所で応急的に観測を実施していましたが、検潮所の復旧工事を行うため、臨時観測点で観測を実施します。

※2 八戸港では国土交通省港湾局の、相馬では国土地理院の潮位観測データを利用しています。

※3 大洗では既に気象庁が巨大津波観測計による津波観測を実施しております。

2. 臨時観測点データの統計処理上の取り扱いについて

臨時観測点の位置が従来の観測点と異なっていることから観測基準面の高さが変化しており、観測データを従来の観測点で得られたものと一連に取り扱うことができません。このため、月平均潮位等、統計データを掲載している気象庁ホームページの「潮汐観測資料」、「各月の潮汐」及び「各年の潮汐」では当面、臨時観測点の統計データは掲載せず、観測データの蓄積を待って、別途公開することとします。